

事務連絡

令和2年4月20日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

「営業届出業種の設定について」及び「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて」の一部訂正について

令和2年3月31日付け薬生食監発0331第2号「営業届出業種の設定について」及び令和2年3月31日付け薬生食監発0331第11号「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて」（厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）の内容について、一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

記

1. 令和2年3月31日付け薬生食監発0331第2号「営業届出業種の設定について」

箇所	正	誤
通知本文	営業（ <u>改正法による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条</u> ）	営業（改正法第54条）
※公衆衛生に与える影響が少ない営業	1 食品又は添加物の輸入をする営業	1 食品又は添加物の輸出をする営業
別紙1	（ <u>改正法による改正後の法第54条</u> ）	（改正法第54条）
別紙1 ※2	改正法による <u>改正後の法第68条</u>	改正法第68条
別紙2	（ <u>改正法による改正後の法第54条</u> ）	（改正法第54条）

2. 令和2年3月31日付け薬生食監発0331第11号「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて」

箇所	正	誤
3.(2)	第67条第5号	第67条第5項
3.(2)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条	建築物における衛生環境の確保に関する法律第12条
別紙1-1、2-1、3-1裏面 法第55条第2項関係(1)	起算して2年を経過していないこと。	起算して3年を経過していないこと。
別紙1-1、2-1、3-1裏面 営業施設情報	⑩添加物(法第13条～)	⑩添加物(法第11条～)
別紙3-1裏面 自動車登録番号	記載項目に設定した。	—
別紙4-1	合併により消滅した法人	合併により消失した法人
別紙5-1	⑩添加物(法第13条～)	⑩添加物(法第11条～)
別紙1-2 ㉓ 別紙2-2 ㉔	日本標準商品分類	日本標準食品分類
別紙1-2 ㉕ 別紙2-2 ㉖ 別紙3-2 ㉗	～記載してください。また、自動車において営業をする場合は、自動車登録番号を記載してください。	～記載してください。
別紙3-2 ㉘	廃業した年月日	廃業する念楽器
別紙3-2 ㉙	廃業する営業の許可番号～	営業許可を継続する場合に、すでに取得している許可番号～
別紙3-2 ㉚	自動車において調理する営業の場合は、自動車登録番号を記載してください。	—
別紙4-2 ㉛～㉞	合併により消滅～	合併により消失～
別紙4-2 ㉟	法人の登記事項証明書を添付し～	法人の登記事項証明書の登記事項証明書を添付し～
別紙4-2	㉠、㉡法人番号を記載して	—

	ください。	
別添（別表第 19 三 カ）	YES / NO	YES / NO / <u>不適用</u>
別添（別表第 20、21）	<u>不適用</u>	<u>適用なし</u>